

令和6年10月利用～ 社会教育センター等の使用料を見直します

10月利用分より社会教育センターが管理する施設の使用料等の見直しを行います。
ご理解をお願いします。

(1) 社会教育センターアリーナの使用料の改定

区 分			午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00	全日 9:00～21:00	延長加算額 30分につき
現 行	スポーツ利用	全面	2,540円	3,460円	2,540円	8,750円	480円
		片面	1,270円	1,730円	1,270円	4,370円	240円
	スポーツ以外の利用		7,630円	10,380円	7,630円	26,270円	1,420円



改 定 後	スポーツ利用	全面	3,600円	4,800円	3,600円	14,400円	600円
		片面	1,800円	2,400円	1,800円	7,200円	300円
	スポーツ以外の利用		10,800円	14,400円	10,800円	43,200円	1,800円

※町内に在住または在勤される方以外が利用する場合は、表に定める額の2倍とします。

(2) 伊勢山スポーツ広場、東部・青山ゲートボール場の施設使用料有料化

令和6年10月1日利用分から使用料の支払いが必要になります。

現 行

無 料

改定後

2時間あたり200円

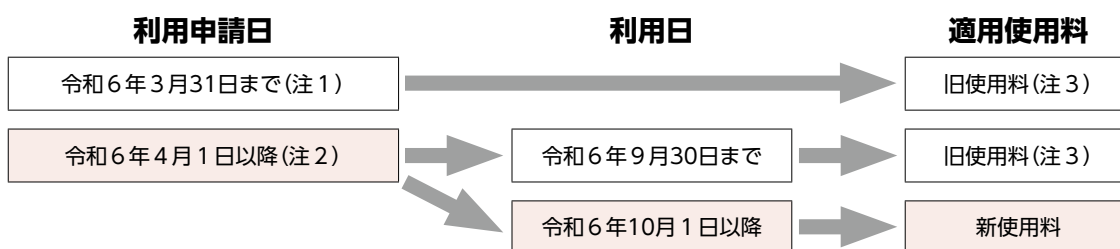
(3) 備品使用料の有料化

現在無料である備品使用料のうち、社会教育センター2階ホール及び3階視聴覚室の「ピアノ」及び3階実習室1の「陶芸窯」について、令和6年10月1日利用分から使用料の支払いが必要になります。

現 行		改定後		
備品名	使用料	備品名	使用料(町内)	使用料(町外)
ピアノ	無料	ピアノ	1,500円 / 1区分	3,000円 / 1区分
陶芸窯		陶芸窯	1,000円 / 1回	2,000円 / 1回

ピアノ使用料は、午前、午後又は夜間を各1回とし、全日3回とします。陶芸窯使用料は、焼成開始から終了までを1回とします。

新使用料の適用時期



(注1) 大会等で3月末までに予約をする場合は、利用日が10月1日以降であっても旧使用料を適用します。

(注2) ゲートボール場は4月1日から予約が必要です。

(注3) 伊勢山スポーツ広場、東部・青山ゲートボール場、備品(ピアノ・陶芸窯)の旧使用料は無料です。